



# 三重県公報

令和元年9月27日(金)

第 42 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>企業庁管理規程</b>			
4	三重県企業庁水道技術管理者の事務に関する規程の一部を改正する管理規程	( 企 業 庁 )	3
<b>告 示</b>			
335	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	( 地 域 福 祉 課 )	4
336	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	4
337	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	4
338	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	( 同 )	4
339	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当させる機関の指定	( 同 )	4
340	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	5
341	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	5
342	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	( 同 )	5
343	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	5
344	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	6
345	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	( 同 )	6
346	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当させる機関の指定	( 同 )	6
347	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	6
348	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	7
349	保安林の指定をする予定である旨の通知	( 治 山 林 道 課 )	7
350	同件	( 同 )	7
351	漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定の一部を改正する告示	( 漁 業 環 境 課 )	8
352	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	( 道 路 管 理 課 )	8
353	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 同 )	9
<b>公 告</b>			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	9
	同件	( 同 )	9
	同件	( 同 )	10
	同件	( 同 )	10
	同件	( 同 )	10
	同件	( 同 )	11

農用地利用配分計画の認可	(担い手支援課) 11
土地改良事業計画の変更認可	(農地調整課) 11
開発行為に関する工事の完了	(建築開発課) 12
<b>特定調達公告</b>	
落札者を決定した旨	(警察本部) 12

企業庁管理規程

三重県企業庁水道技術管理者の事務に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和元年九月二十七日

三重県企業庁長 山 神 秀 次

三重県企業庁管理規程第四号

三重県企業庁水道技術管理者の事務に関する規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁水道技術管理者の事務に関する規程（平成二十年三重県企業庁管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																										
<p>（技術管理者の事務）</p> <p>第二条 技術管理者は、次に掲げる事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員について、必要な技術的指導及び監督を行う。</p> <p>一 法第三条第八項に規定する水道施設が法第五条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査（法第二十二條の二第二項に規定する点検を含む。）に関する事。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>六 法第二十二條の三第一項の水道施設台帳の作成に関する事。</p> <p>七・八 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>別表（第三條関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>事務を行う者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二条第一項第一号に規定する事務（法第五条及び第二十二條の二関係）</td> <td>補助者（水質管理情報センターを除く。）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第二条第一項第五号に規定する事務（法第二十二條関係）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第二条第一項第六号に規定する事務（法第二十二條の三関係）</td> <td>補助者（水質管理情報センターを除く。）</td> </tr> <tr> <td>第二条第一項第七号に規定する事務（法第二十三條関係）</td> <td>技術管理者</td> </tr> <tr> <td>第二条第一項第八号に規定する事務（法第三十七條関係）</td> <td>技術管理者</td> </tr> </tbody> </table>	事務	事務を行う者	第二条第一項第一号に規定する事務（法第五条及び第二十二條の二関係）	補助者（水質管理情報センターを除く。）	（略）	（略）	第二条第一項第五号に規定する事務（法第二十二條関係）	（略）	第二条第一項第六号に規定する事務（法第二十二條の三関係）	補助者（水質管理情報センターを除く。）	第二条第一項第七号に規定する事務（法第二十三條関係）	技術管理者	第二条第一項第八号に規定する事務（法第三十七條関係）	技術管理者	<p>（技術管理者の事務）</p> <p>第二条 技術管理者は、次に掲げる事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員について、必要な技術的指導及び監督を行う。</p> <p>一 法第三条第八項に規定する水道施設が法第五条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査に関する事。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>六・七 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>別表（第三條関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>事務を行う者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二条第一項第一号に規定する事務（法第五条関係）</td> <td>補助者（水質管理情報センターを除く。）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第二条第一項第五号に規定する事務（法第二十二條関係）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第二条第一項第六号に規定する事務（法第二十三條関係）</td> <td>技術管理者</td> </tr> <tr> <td>第二条第一項第七号に規定する事務（法第三十七條関係）</td> <td>技術管理者</td> </tr> </tbody> </table>	事務	事務を行う者	第二条第一項第一号に規定する事務（法第五条関係）	補助者（水質管理情報センターを除く。）	（略）	（略）	第二条第一項第五号に規定する事務（法第二十二條関係）	（略）	第二条第一項第六号に規定する事務（法第二十三條関係）	技術管理者	第二条第一項第七号に規定する事務（法第三十七條関係）	技術管理者
事務	事務を行う者																										
第二条第一項第一号に規定する事務（法第五条及び第二十二條の二関係）	補助者（水質管理情報センターを除く。）																										
（略）	（略）																										
第二条第一項第五号に規定する事務（法第二十二條関係）	（略）																										
第二条第一項第六号に規定する事務（法第二十二條の三関係）	補助者（水質管理情報センターを除く。）																										
第二条第一項第七号に規定する事務（法第二十三條関係）	技術管理者																										
第二条第一項第八号に規定する事務（法第三十七條関係）	技術管理者																										
事務	事務を行う者																										
第二条第一項第一号に規定する事務（法第五条関係）	補助者（水質管理情報センターを除く。）																										
（略）	（略）																										
第二条第一項第五号に規定する事務（法第二十二條関係）	（略）																										
第二条第一項第六号に規定する事務（法第二十三條関係）	技術管理者																										
第二条第一項第七号に規定する事務（法第三十七條関係）	技術管理者																										

附 則

この管理規程は、令和元年十月一日から施行する。

告 示

## 三重県告示第 335 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和元年 9 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
いいだ整形外科	四日市市楠町小倉 768 番地 1	令和元年 8 月 1 日
英クリニック	津市久居明神町 2090 番地 1	令和元年 7 月 1 日
山下歯科	四日市市日永西 2 丁目 20 番地 12 号	令和元年 8 月 1 日
楠崎歯科医院	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 988-25	令和元年 8 月 1 日
クスリのアオキ平野東薬局	伊賀市平野東町 150 番地 3	令和元年 9 月 1 日

## 三重県告示第 336 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 9 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
津中央訪問看護ステーション シルバークケア豊壽園	津市本町 26 番 13 号	サテライト事業所の追加 （当該事業所名称） 津中央訪問看護ステーションシルバ ークケア豊壽園ランチ鈴鹿 （当該事業所所在地） 鈴鹿市東磯山 2 丁目 5-1	令和元年 8 月 1 日

## 三重県告示第 337 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和元年 9 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
いいだ整形外科	四日市市楠町小倉字六之縄 768-1	令和元年 7 月 31 日
おおごし心身クリニック	津市久居明神町 2157-4	令和元年 7 月 31 日
英クリニック（はなぶさクリニック）	津市久居明神町 2090-1	令和元年 6 月 30 日
山下歯科	四日市市日永西 2 丁目 20-12	令和元年 7 月 31 日
楠崎歯科医院	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 988-25	令和元年 7 月 31 日

## 三重県告示第 338 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和元年 9 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
訪問看護ステーション鈴鹿シルバ ークケア豊壽園	鈴鹿市東磯山 2 丁目 5-1	令和元年 8 月 1 日

## 三重県告示第 339 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和元年 9 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
名張特別養護老人ホーム	名張市新田 2230-2	社会福祉法人 名張厚生協会	名張市朝日町 1357 番地の 1	平成 31 年 4 月 1 日	短期入所生活介護
名張特別養護老人ホーム	名張市新田 2230-2	社会福祉法人 名張厚生協会	名張市朝日町 1357 番地の 1	平成 31 年 4 月 1 日	介護予防短期入所生活介護

三重県告示第 340 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 9 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
訪問看護ステーションかがせお	株式会社かがせお	訪問看護	所在地	伊勢市藤里町 338 番地 1	伊勢市岡本二丁目 7-11	令和元年 6 月 21 日
訪問看護ステーションかがせお	株式会社かがせお	介護予防訪問看護	所在地	伊勢市藤里町 338 番地 1	伊勢市岡本二丁目 7-11	令和元年 6 月 21 日

三重県告示第 341 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和元年 9 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	事業（サービス）の種類	廃 止 年 月 日
ケア・プラザ在宅支援事業所	四日市市新正 5 丁目 2-6	株式会社三重互助サービス	四日市市新正 5 丁目 2-6	居宅介護支援	令和元年 7 月 31 日

三重県告示第 342 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和元年 9 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
いいだ整形外科	四日市市楠町小倉 768 番地 1	令和元年 8 月 1 日
英クリニック	津市久居明神町 2090 番地 1	令和元年 7 月 1 日
山下歯科	四日市市日永西 2 丁目 20 番地 12 号	令和元年 8 月 1 日
楠崎歯科医院	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 988-25	令和元年 8 月 1 日
クスリのアオキ平野東薬局	伊賀市平野東町 150 番地 3	令和元年 9 月 1 日

三重県告示第 343 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 9 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
-----------	-----	---------	-------

津中央訪問看護ステーション シルバーケア豊壽園	津市本町 26 番 13 号	サテライト事業所の追加 (当該事業所名称) 津中央訪問看護ステーションシ ルバーケア豊壽園ランチ鈴鹿 (当該事業所所在地) 鈴鹿市東磯山 2 丁目 5-1	令和元年 8 月 1 日
----------------------------	----------------	--	--------------

三重県告示第 344 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和元年 9 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
いいだ整形外科	四日市市楠町小倉字六之縄 768-1	令和元年 7 月 31 日
おおごし心身クリニック	津市久居明神町 2157-4	令和元年 7 月 31 日
英クリニック（はなぶさクリニック）	津市久居明神町 2090-1	令和元年 6 月 30 日
山下歯科	四日市市日永西 2 丁目 20-12	令和元年 7 月 31 日
楠崎歯科医院	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 988-25	令和元年 7 月 31 日

三重県告示第 345 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和元年 9 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
訪問看護ステーション鈴鹿シルバー ケア豊壽園	鈴鹿市東磯山 2 丁目 5-1	令和元年 8 月 1 日

三重県告示第 346 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和元年 9 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービ ス）の 種 類
名張特別養護老 人ホーム	名張市新田 2230-2	社会福祉法人 名張 厚生協会	名張市朝日町 1357 番地の 1	平成 31 年 4 月 1 日	短期入所生活 介護
名張特別養護老 人ホーム	名張市新田 2230-2	社会福祉法人 名張 厚生協会	名張市朝日町 1357 番地の 1	平成 31 年 4 月 1 日	介護予防短期 入所生活介護

三重県告示第 347 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 9 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	申請（開設）者名	事業（サービ ス）の 種 類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
訪問看護ステー ションかがせお	株式会社かがせお	訪問看護	所在地	伊勢市藤里町 338番地1	伊勢市岡本二丁 目7-11	令和元年 6月21日
訪問看護ステー ションかがせお	株式会社かがせお	介護予防訪問 看護	所在地	伊勢市藤里町 338番地1	伊勢市岡本二丁 目7-11	令和元年 6月21日

三重県告示第 348 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和元年9月27日

三重県知事 鈴木 英 敬

指 定 介 護 機 関 の 名 称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	事業（サービ ス）の 種 類	廃 止 年 月 日
ケア・プラザ在宅支 援事業所	四日市市新正 5 丁目 2-6	株式会社三重互助 サービス	四日市市新正 5 丁目 2-6	居宅介護支援	令和元年 7月31日

三重県告示第 349 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

令和元年9月27日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所  
津市美杉町下多気字上村 2839 の 1、2840 の 1、2840 の 2、2842 から 2844 まで、2848 から 2850 まで、2854
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 350 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

令和元年9月27日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所  
熊野市新鹿町字戸川尾 1937 の 1
- 2 保安林指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 351 号**

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成 22 年三重県告示第 233 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和元年 9 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

表中

「

桂城湾南区域 (三重外湾漁業協同組合のうち白浦及び島勝の地区)	いわし定置漁業及び雑魚定置漁業
------------------------------------	-----------------

」

を

「

桂城湾南区域 (三重外湾漁業協同組合のうち白浦及び島勝の地区)	小型かつお・まぐろ漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として疑似餌針を用いて一本釣りを営む漁業）及び雑魚定置漁業
------------------------------------	--

」

に改める。

**三重県告示第 352 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和元年 9 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 306 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
三重郡菰野町大字杉谷字一本木 1574 番 5 地先内	旧	8.1~8.2	18.7
	新	8.2~9.6	18.7

第 2

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 306 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市東庄内町字東山ノ谷 3447 番 1 地先 から 鈴鹿市伊船町字本田口 114 番 1 地先 まで	旧	7.2~18.9	666.9
	新	12.1~18.9	666.9

第 3

- 1 道路の種類 県道



2 路線名 玉城南勢線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡南伊勢町船越字尾脇 2511 番 5 地先 から 度会郡南伊勢町船越字猿口 2549 番 3 地先 まで	旧	7.5~19.5	135.5
	新	9.5~23.5	135.5

第 4

1 道路の種類 県道

2 路線名 七色峡線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市井戸町字杉山 2690 番 6 地先 から 熊野市井戸町字杉山 2690 番 14 地先 まで	旧	4.8~10.1	47.3
	新	4.7~5.5	47.3

三重県告示第 353 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和元年 9 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鈴鹿公園長沢線	鈴鹿市小岐須町字上分田 342 番 2 地先 から 鈴鹿市小岐須町字上分田 569 番 2 地先 まで	令和元年 10 月 4 日

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和元年 9 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称  
東員町
- 2 調査を行った期間  
平成 22 年 7 月から平成 25 年 3 月まで
- 3 成果の名称  
東員町長深 2 工区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
東員町大字長深及び大字南大社地内
- 5 認証年月日  
令和元年 9 月 11 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和元年 9 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称  
東員町
- 2 調査を行った期間  
平成 25 年 6 月から平成 27 年 2 月まで

- 3 成果の名称  
東員町長深3工区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
東員町大字長深地内
- 5 認証年月日  
令和元年9月11日

---

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和元年9月27日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 調査を行った者の名称  
朝日町
- 2 調査を行った期間  
平成15年11月から平成30年1月まで
- 3 成果の名称  
横狭②の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
朝日町大字柿地内
- 5 認証年月日  
令和元年9月11日

---

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和元年9月27日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 調査を行った者の名称  
朝日町
- 2 調査を行った期間  
平成16年12月から平成30年1月まで
- 3 成果の名称  
巳丑起の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
朝日町大字柿地内
- 5 認証年月日  
令和元年9月11日

---

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和元年9月27日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 調査を行った者の名称  
朝日町
- 2 調査を行った期間  
平成19年12月から平成30年1月まで
- 3 成果の名称  
外戸①の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
朝日町大字柿地内
- 5 認証年月日

令和元年 9 月 11 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和元年 9 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称  
朝日町
- 2 調査を行った期間  
平成 27 年 9 月から平成 30 年 3 月まで
- 3 成果の名称  
八反川原①、八年物①及び南板橋の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
朝日町大字縄生地内
- 5 認証年月日  
令和元年 9 月 11 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

（「次のとおり」は省略し、当該計画を三重県農林水産部担い手支援課に備え置いて縦覧に供します。）

令和元年 9 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
株式会社 わくわく農園	いなべ市	いなべ市大安町石樽東字畑鳴 3818
黒田 清和	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字榊字榊 1029
株式会社 林営農センター	津市	津市小舟中ノ坪 1245-1 ほか 3 筆
有限会社 喜多村アグリ	松阪市	松阪市東黒部町字永山 1342-1 ほか 19 筆
農事組合法人 星の郷	松阪市	松阪市星合町字町屋 1766-1
農事組合法人 元丈の里営農組合	多気郡多気町	多気郡多気町波多瀬井尻 108-1 ほか 8 筆
渡邊 裕司	多気郡明和町	多気郡明和町大字有爾中堀田 1871 ほか 1 筆
農事組合法人 あぐりびあ伊賀	伊賀市	伊賀市才良吉田谷 945-1 ほか 30 筆
南出 紀光	伊賀市	伊賀市川東勸進辻 4573 ほか 16 筆
西田 富司夫	伊賀市	伊賀市西明寺世ノ本 3444 ほか 117 筆
株式会社 オレンジアグリ	南牟婁郡御浜町	南牟婁郡御浜町下市木越 1918
下平 哲朗	南牟婁郡紀宝町	南牟婁郡紀宝町高岡宇井田 2916 ほか 2 筆

2 農用地利用配分計画の認可日

令和元年 9 月 27 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（八王子土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和元年 9 月 18 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和元年 9 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和元年 9 月 27 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和元年 9月5日	多気郡明和町大字坂本字東垣外 1211-1 ほか 1 筆及び大字馬之上字一ト城戸 988-1	多気郡明和町大字馬之上 892-5 明松ホーム株式会社 代表取締役 東 村 直 哉
令和元年 9月5日	三重郡川越町大字当新田字源治甚六 361-1	四日市市広永町 1366-1 株式会社イーストコーストカスタムズ 代表取締役 神 保 幸 広
令和元年 9月9日	伊賀市西明寺 3208 ほか 1 筆	伊賀市西明寺 3210-1 片山鉄工株式会社 代表取締役 片 山 幸 一
令和元年 9月9日	三重郡朝日町大字縄生字五福田 1926-1 ほか 2 筆	三重郡朝日町大字縄生字 666 川 崎 公 子
令和元年 9月9日	三重郡朝日町大字縄生字五福田 1925-2	三重郡朝日町大字縄生字 858 安 達 秀 夫
令和元年 9月11日	員弁郡東員町大字鳥取字元鳥取 740-6 ほか 3 筆	四日市市鶴の森 1 丁目 3-20 セキスイハイム中部株式会社三重支店 支店長 田 中 行 雄
令和元年 9月12日	三重郡菰野町大字菰野字募 4842-1 ほか 12 筆ほか	東京都中央区京橋 1 丁目 14-9 株式会社アクアイグニス 代表取締役 立 花 哲 也
令和元年 9月12日	三重郡川越町大字当新田字福崎 285 ほか 4 筆ほか	四日市市久保田 1 丁目 5-41 株式会社名泗コンサルタント 代表取締役 牧 野 昌 良
令和元年 9月13日	員弁郡東員町大字六把野新田字村北東 971-3 ほか 1 筆	桑名市大字蓮花寺 971-4 グランドシャインⅢ 棟 101 号 森 紗 希 森 翔 平
令和元年 9月17日	松阪市郷津町字牛之藪 243-1 ほか 3 筆ほか及び字乳母懐 240-2 ほか 4 筆	伊勢市御薊町小林 2061 西 村 政 人

**特定調達公告**

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和元年 9 月 27 日

三重県警察本部長 岡 素 彦

- 1 物品等の名称及び数量 三重県警察本部で使用する電気（予定使用量）2,656,200 k w h
- 2 担 当 部 局 津市栄町一丁目 100 番地  
三重県警察本部警務部会計課施設室管財係
- 3 落 札 者 決 定 日 令和元年 9 月 5 日
- 4 落 札 者 愛知県名古屋市東区東新町 1 番地  
中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 勝野 哲
- 5 落 札 金 額 入札価格 44,576,715 円（税込）
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和元年 7 月 23 日

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---